

市第72号議案

横浜市墓地及び納骨堂に関する条例の一部改正

横浜市墓地及び納骨堂に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市墓地及び納骨堂に関する条例の一部を改正する条例

横浜市墓地及び納骨堂に関する条例（平成5年3月横浜市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「73,440円」を「74,800円」に、「475,200円」を「484,000円」に改める。

別表第3中「8,220円」を「8,370円」に、「61,710円」を「62,850円」に、「30,850円」を「31,420円」に、「9,720円」を「9,900円」に、「45,360円」を「46,200円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市墓地及び納骨堂に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の日野こもれび納骨堂の合葬式納骨施設及び自動搬送式納骨施設の使用の許可（以下「合葬式納骨施設等の使用の許可」という。）に係る使用料並びに芝生型納骨施設及び自動搬送式納骨施設の使用並びに合葬式樹木型納骨施

設、合葬式慰霊碑型納骨施設及び合葬式納骨施設の使用の許可（以下「芝生型納骨施設等の使用等」という。）に係る管理料について適用し、同日前の合葬式納骨施設等の使用の許可に係る使用料及び芝生型納骨施設等の使用等に係る管理料については、なお従前の例による。

### 提 案 理 由

合葬式納骨施設等の使用料及び管理料について消費税及び地方消費税相当分を改定するため、横浜市墓地及び納骨堂に関する条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市墓地及び納骨堂に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

別表第2（第5条第1項）

種 別	単 位	使 用 料
(省 略)		
合葬式納骨施設	(省 略)	
	日野こもれび納骨堂	1 体 に つ き 60 年 間
(省 略)		
自動搬送式納骨施設	1 基 に つ き 30 年 間	<u>484,000円</u> 475,200円
(省 略)		

別表第3（第5条の2第1項）

種 別	単 位	管 理 料
(省 略)		
芝生型納骨施設	1 区画につき 1 年 間	<u>8,370円</u> 8,220円
合葬式樹木型納骨施設	1 体 に つ き 永 年	<u>62,850円</u> 61,710円
合葬式慰霊碑型納骨施設	1 体 に つ き 30 年 間	<u>31,420円</u> 30,850円
自動搬送式納骨施設	1 基 に つ き 1 年 間	<u>9,900円</u> 9,720円
合葬式納骨施設	1 体 に つ き 60 年 間	<u>46,200円</u> 45,360円

